

慶 弔 規 程

制定 平成 4 年 7 月 21 日

改正 平成 8 年 2 月 2 日
平成 14 年 10 月 11 日

東京地方税理士会
大 和 支 部

慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 この規程は当支部が支部税理士会員及びその親族（以下「支部税理士会員等」という。）並びに準会員及びその配偶者（以下「準会員等」という。）の慶事、弔事、傷病、又は被災に対し、祝弔、見舞の意を表すときに適用し、かつ、支部税理士法人会員の被災に対し、見舞の意を表すときに適用する。（平8.2.2, 平14.10.11改正）

(慶 事)

第2条 支部税理士会員が結婚するときは、祝金として2万円を贈る。（平14.10.11改正）

2 支部税理士会員が業務上支部以外から公に表彰を受け、又は特別の榮譽に浴し、支部長が相当と認めたときは、2万円以内の祝金又は記念品を贈って慶祝する。（平14.10.11改正）

(弔 事)

第3条 支部税理士会員等並びに準会員等が死亡したときは、次の通り弔慰金、香典、供花（又は供花料）を贈る。（平8.2.2, 平14.10.11改正）

(1) 支部在籍年数が10年未満の支部税理士会員
10万円（弔慰金）及び供花（平14.10.11改正）

(2) 支部在籍年数が10年以上の支部税理士会員
20万円（弔慰金）及び供花（平14.10.11改正）

(3) 支部税理士会員の配偶者
5万円（香典）及び供花（平14.10.11改正）

(4) 支部税理士会員と生計を一にする一親等の親族
2万円（香典）及び供花（平14.10.11改正）

(5) 支部税理士会員と生計を一にしない父、母、及び生計を一にする配偶者の父、母
2万円（香典）及び供花（平14.10.11改正）

(6) 準会員 5万円（弔慰金）及び供花（平8.2.2改正）

(7) 準会員の配偶者
2万円（香典）及び供花（平8.2.2改正）

2 前項の在籍年数は、死亡した支部税理士会員の入会の日から退会の日までの期間（以下「在籍期間」という。）を暦に従って計算し、在籍期間に1年未満の端数を生じたときは、これを1年として在籍年数を計算する。（平14.10.11改正）

3 前項の場合において、在籍期間の内に支部規約第42条の規定による会費の免除を受けた期間がある場合には、当該免除を受けた期間は除算して当該在籍期間を計算する。

(傷 病)

第4条 支部税理士会員が傷病療養の為、1ヶ月以上休務すると認められるとき、見舞金として3万円以内の金品を贈る。（平14.10.11改正）

(被 災)

第5条 支部税理士会員の事務所、居宅等及び支部税理士法人の事務所が不慮の災害により損害を受けたときは、見舞金として2万円以内の金品を贈る。（平14.10.11改正）

2 被害の程度が甚大であると支部長が認めるときは、前項の見舞金は10万円増額することができる。

(贈 呈)

第6条 この規定による金品の贈呈は、鄭重なる表意とともに、支部長又はその代理者が行う。

(贈呈の保留)

第7条 会費の納付が遅滞しているときは、その納付を履行するまで、この規程による金品の贈呈を保留することができる。

(適用の制限)

第8条 会員（準会員を含む。）として有する権利の全部、若しくは一部を停止されている者に対するこの規程の適用については、幹事会の議を経て決定する。（平8.2.2, 平14.10.11改正）

(規程の解釈)

第9条 この規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義を生じたときは、幹事会の議を経て決定する。（平8.2.2改正）

(規程の改廃)

第10条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。
(平8.2.2改正)

附 則 (平4.7.21)

1. 第3条の在籍年数の算定にあたり、支部規約附則第2項の規定により当支部の会員となった者（準会員を除く。）の在籍期間の計算については、東京地方税理士会厚木支部の在籍期間を通算する。
2. この規定は、支部規約施行の日から施行する。

附 則 (平8.2.2)

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平14.10.11)

この改正規定は、平成14年10月11日から施行する。